

1 事業名

高齢者地域コミュニティ参加促進事業

2 背景と目的

年齢や心身の状態等によって高齢者を分け隔てることなく誰でも参加することができ、介護予防などを目的とした活動を行う「通いの場」は、愛知県内約6,000か所が把握されている。

第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画においては、2025年度までに参加率を8.0%とすることを目標に掲げているが、2023年度時点で愛知県の参加率は5.0%と低迷しており、高齢者のフレイル対策や認知症予防に影響が出ることが懸念される。

このため、愛知県内の高齢者等に対して「通いの場」の趣旨や活動内容等を広く周知し参加を促すとともに、地域ごとの様々な課題等の解決の参考となる好事例を団体表彰の形で他の実施団体へ横展開することで、通いの場の魅力向上と活性化を図ることを目的として、一般高齢者、通いの場運営者及び市町村等が一堂に会する「通いの場フォーラム」を開催する。

3 委託事業の内容

通いの場フォーラム

ア 事業概要

開催時期：契約締結日から令和8年2月28日までの間

実施回数：1回

開催方法：集合型（愛知県内）200名程度及びオンライン（録画配信も含む）開催。

対象者：市町村、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、通いの場運営者、一般高齢者等

参加費：無料

主な内容：第1部 有識者又はタレントによる講演

第2部 通いの場の魅力発信

（審査委員長による審査講評、動画制作対象団体の紹介、通いの場運営者によるトークセッション等）

イ 通いの場フォーラム付帯業務

(ア) 内容の企画、会場確保、出演者等への出演依頼・連絡調整、参加者募集・管理・問い合わせ等の対応、当日の運営、必要な費用の支払い、その他必要な業務一式を実施すること。

(イ) フォーラムの開催周知のために必要なチラシの作成、県が別に指示する送付先（300箇所程度）にチラシ（20部程度）の郵送、チラシの電子データの愛知県への提出、その他効果的な広報活動を企画し、実施すること。

(ウ) 動画作成対象団体（3団体）の活動を紹介する動画制作に係る業務一式（通いの場取組普及啓発審査委員会への出席による団体の情報収集、内容の企画、各種資材・機材等の手配、撮影、ナレーション、台本、動画の編集等）を行うこと。

制作する動画

- ① 1団体当たり 15分程度の取組紹介 3本
- ② 3団体の取組を 10分程度にまとめたダイジェスト版 1本

なお、動画の撮影に当たっては、県及び対象団体と内容等について調整すること。

(3) その他追加提案

当事業の円滑な実施に資すると認められる取組について追加提案可能とする。

4 業務実施体制

3に掲げる業務が適切に実施されるよう責任者及び担当者を配置し、県の担当者との連絡調整を適切に行う体制を確保すること。

5 成果物

(1) 「フォーラムの開催内容を写真、画像及び文書等で記録した開催記録」及び「受賞団体の活動紹介動画」を、愛知県が指定する期日までに愛知県に提出すること。

なお、成果物については、愛知県が事業の目的に従い使用できるものとする。

「フォーラムの開催内容を写真、画像及び文書等で記録した開催記録」について、撮影した写真を県ホームページに掲載することについて、書面で出演者から承諾を得ること。

「受賞団体の活動紹介動画」については、各地域での通いの場の活動の参考資料とするため、受賞団体の課題解決等の取組が外部に分かりやすく伝わるよう工夫して制作すること。また、撮影した動画を愛知県が事業のPR等のために使用することについて、書面で動画制作対象団体等から承諾を得ること。

納入に当たっては、動画配信サイト及び県のWebサイトでの公開が可能な形式とし、記録媒体により納入すること。「フォーラムの開催内容を写真、画像及び文書等で記録した開催記録」については記録媒体に加えて書面でも1部提出すること。

(2) フォーラムに関する次回開催等の参考とするため、来場者、受賞団体に無記名方式のアンケートを実施し、集計のうえ愛知県に提出すること。イベントの性質上、入場の条件とはしないものとする。

6 実施報告書の提出

委託事業の実施状況について報告書（様式任意）を作成し、令和8年3月20日までに愛知県に提出すること。

7 その他

(1) 原則として、この仕様書及び提出された企画提案書により業務を行うこととするが、

それによりがたい細部項目や愛知県との調整が必要な事項については、その都度、愛知県に相談し、指示を受けるものとする。

- (2) 業務を行うに当たって、著作権等の権利の対象となるものを使用するときは、その使用に関する一切の責任は受託者が負うものとする。
- (3) 本事業により作成する一切の成果物の権利は県に帰属するものとする。
- (4) 県が成果物の動画を Web 公開するに当たり、Web 素材の作成等の技術的な支援を行うこと。
- (5) 事業の実施に当たり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (6) 事業の実施に当たっては、緊急時の安全対策等の十分な危機管理体制を講じること。